

令和7年度公益財団法人ソフトピアジャパン  
オープンイノベーション創出拠点事業  
「オープンイノベーション創出拠点運営委託業務」  
プロポーザル募集要項

令和7年2月  
公益財団法人ソフトピアジャパン  
デジタル人材育成課

**令和7年度公益財団法人ソフトピアジャパン  
オープンイノベーション創出拠点事業  
「オープンイノベーション創出拠点運営委託業務」  
プロポーザル募集要項**

公益財団法人ソフトピアジャパン（以下、「財団」という。）は、ソフトピアジャパンドリーム・コア1階において、新しい商品やサービスの開発等を支援する「ものづくり空間“Fab-core”」の施設運営委託業務について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この募集要項は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

**○留意事項**

令和7年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合、または公益財団法人ソフトピアジャパン理事会において本事業に係る予算案が承認されない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予め承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっては、公益財団法人ソフトピアジャパンは、その損害について一切負担しません。

○本事業の事業説明会を開催します。申し込みはメールで、タイトルに「オープンイノベーション創出拠点事業説明会参加」と記入し、企業名、参加者名を記載の上、次のメールアドレスに送信してください。なお、参加の有無は審査に影響いたしません。

E-mail [service@softopia.or.jp](mailto:service@softopia.or.jp)

開催日時 令和7年2月28日 13時00分～14時00分

開催場所 ソフトピアジャパンセンタービル11階 研修室1

**第1 募集の内容**

**1 委託業務名**

令和7年度公益財団法人ソフトピアジャパン オープンイノベーション創出拠点事業  
「オープンイノベーション創出拠点運営等委託業務」

**2 業務の内容**

別添「仕様書」のとおり

**3 委託業務期間**

2025年4月1日（又は契約日）から2026年3月31日まで

**4 委託費の上限**

9,097,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**第2 プロポーザルに関する事項**

**1 プロポーザル参加の要件**

応募できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であり、以下の①から⑨まで全ての条件を満たす者とします。

共同企業体で参加する場合にあっては、代表企業（及び特定非営利活動法人）により応募することとし、構成員の個人事業者からは応募できません。また、代表提案者は以下の①及び②を満た

し、かつ、全ての構成員が③から⑨までの全ての条件を満たす者であることが必要です。

また、同一民間企業、特定非営利活動法人が、複数の応募案件の代表企業（及び特定非営利活動法人）になることはできません。

- ① 岐阜県内に事業所を有する民間企業、特定非営利活動法人。
- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者又は登録を申請済みの者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者（同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けている者を除く）
  - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされた者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から選定委員会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

## **2 企画提案書の作成**

仕様書に基づき、下記の（1）から（5）の内容をまとめ、企画提案書等を作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格 A 4 縦型とします。使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 業務の実施計画  
仕様書で示した事業目的を踏まえ、具体的かつ詳細な業務実施方針かつ具体的内容、それにより期待される効果を記載してください。
- (2) 業務の実施体制  
以下について具体的に記載してください。
  - ・業務遂行人員、実施体制、役割分担等  
（共同体であれば構成者の役割分担等も記載）
  - ・総括責任者、担当者の資格、経験、能力等
  - ・経営基盤（直近 3 事業年度の経営成績及び財政状況）
  - ・本業務に類する知識、ノウハウ、経験等
- (3) 業務のスケジュール

仕様書及び提案書に示した項目について、月毎の計画を記載してください。

- (4) 見積書  
業務にかかる経費及び内訳を記載して下さい。
- (5) 誓約書  
様式にて示した 2 点の項目について誓約ください。

### 3 応募の手続等

#### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和7年2月14日(金) ～ 令和7年3月6日(木) 正午
② 募集要項等に関する質問書受付期間	令和7年2月14日(金) ～ 令和7年2月27日(木) 正午
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和7年2月14日(金) ～ 令和7年2月27日(木) 正午
④ 事業説明会	令和7年2月28日(金) 13時～14時
⑤ 企画提案書受付期間	令和7年2月14日(金) ～ 令和7年3月6日(木) 正午
⑥ プロポーザル選定委員会	令和7年3月14日(金)
⑦ 審査結果の通知・公表	令和7年3月下旬

#### (2) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 (1)①募集要項等の公表・配布日程に記載の通り
- ② 配布場所 公益財団法人ソフトピアジャパン  
デジタル人材育成課  
※募集要項等は、財団のホームページからもダウンロードできます。  
<https://www.softopia.or.jp/procurement/>

#### (3) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間 (1)②募集要項等に関する質問受付日程最終日の正午まで **必着**
- ② 提出方法  
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を郵送、又は電子メールにファイル(ファイル形式はPDF又はMicrosoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。メール送信の際は、件名を「オープンイノベーション創出拠点運営委託業務質問書」としてください。
- ③ 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、財団のホームページ上にて公開します。

#### (4) 参加申込書の受付

- ① 受付期間 (1)③プロポーザル参加申込受付期間の日程最終日の正午まで **必着**
- ② 提出方法  
実施提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を財団事務所まで持参又は郵送若しくは、PDFにして電子メールで提出してください。郵送、電子メールをした場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

## (5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間 (1)⑤実施提案書受付期間の日程最終日の正午まで 必着

②提出書類

- (ア) 企画提案書・・・・・・・・・・別紙様式1
- (イ) 実施計画書・・・・・・・・・・別紙様式2
- (ウ) 実施体制説明書・・・・・・・・別紙様式3
- (エ) 事業スケジュール・・・・・・・・別紙様式4
- (オ) 見積書・・・・・・・・・・別紙様式5
- (カ) 誓約書・・・・・・・・・・別紙様式6

③提出部数

正本1部、副本4部、すべての提出書類をデータで保存したメディア（CD,DVD,USB等）1部

④提出方法

「公益財団法人ソフトピアジャパン デジタル人材育成課」に持参又は郵送により提出してください。郵送した場合（「簡易書留」は除く）は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤その他

プロポーザル選定委員会において、企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施してください。財団が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

## (6) 参加に際しての留意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (カ) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (キ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (ク) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (ケ) その他募集要項に違反する行為、または審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案代表企業は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

- (ア) 参加申込書（別紙2）を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- (イ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、公益財団法人ソフトピアジャパン 情報公開に関する規程に基づく情報公開請求の対象となります。
- (エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、選定委員会開催日前日の午後4時まで、辞退届（別紙3）をデジタル人材育成課に持参又は郵送（必着）により提出してください。

**(7) 見積書作成にあたっての注意事項**

提案金額は、契約期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。  
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

**第3 問い合わせ先及び各種書類の提出先**

公益財団法人ソフトピアジャパン デジタル人材育成課  
住所 〒503-8569 大垣市加賀野4丁目1番地7  
電子メールアドレス service@softopia.or.jp  
電話 0584-77-1166

※ 事務所受付は、平日9時から17時です。

※ 上記の各種書類を指定の方法のうち、持参以外の方法にて提出した場合（「簡易書留」は除く）は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

**第4 評価に関する事項**

**1 評価方法**

評価は、財団が別に定める構成員により組織された選定委員会が行います。  
なお、受託者の選定にあたっては、審査項目（別表）に沿って、提出書類及び企画提案参加者によるプレゼンテーションの審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定します。

**2 評価項目及び評価内容**

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

**3 最優秀提案者の選定**

上記の評価結果に基づき、選定委員会において総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

**4 提案者が1者のみの場合の取り扱い**

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を契約候補者とします。

**5 選定結果の通知及び公表**

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない

- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 選定委員会構成員の氏名

## **第5 契約の締結**

### **1 契約方法**

選定した最優秀提案者と財団が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、採用になった案について、財団との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、最優秀提案者と財団との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において評価点が次に高い応募者と協議を行います。

### **2 契約保証金**

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

## **第6 業務の適正な実施に関する事項**

### **1 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、財団と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### **2 個人情報保護**

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、財団が定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### **3 守秘義務**

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らすことはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## **第7 業務の継続が困難となった場合の措置について**

財団と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

### **1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合**

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、財団は契約の取消しができます。この場合、財団に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### **2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合**

災害その他不可抗力等、財団及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## **第8 その他**

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル選定委員会の日から、本契約締結までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

別表

**令和7年度 公益財団法人ソフトピアジャパン  
オープンイノベーション創出拠点事業  
「オープンイノベーション創出拠点運営委託業務」  
審査項目及び評価内容**

選定委員が行った順位付けに対し順位点を付与し、審査会全体の順位づけを行い、最優秀提案者の決定を行う。ただし、順位1位の提案者に対する各委員の評価得点合計が総評価点の6割未満であった場合は最優秀提案者を決定しない。

審査項目及び評価内容	配点
<b>1 提案内容の具体性及び実現可能性</b>	<b>60点</b>
<b>(1) 機器等の貸出及び研修</b> <span style="float: right;">【仕様書5.(1)①】</span> ・ 備品、機器等設備を利用する県内企業等の利用者がスムーズに利用できる内容となっているか。 ・ 提案された研修は、機器の利用を促進する内容となっているか。	10点
<b>(2) 商品・サービス開発等に関する相談対応</b> <span style="float: right;">【仕様書5.(2)】</span> ・ 県内事業者等のIT技術を活用した商品やサービスの開発に関わる手法的・技術的な相談に対応できる内容となっているか。	10点
<b>(3) 事業の拡大への取り組み</b> <span style="float: right;">【仕様書5.(3)】</span> ・ 施設利用者および機器利用者等増加に対し効果的な提案が具体的にされているか。 ・ 施設利用者による情報発信や施設利用者間の交流を促進するための提案が具体的にされているか。 ・ 小中学生を対象としたセミナー等の開催について具体的に提案されているか。	15点
<b>(4) イノベーション創出を強化する取り組み</b> <span style="float: right;">【仕様書5.(4)】</span> ・ 最新のデジタル技術やイノベーション創出の手法に関するワークショップ等の開催について具体的に提案されているか。	15点
<b>(5) その他の業務</b> <span style="float: right;">【仕様書5.(5)】</span> ・ 本事業の目的を達成するに有効なSNS活用手段等について具体的に記載されているか。 ・ 活用するSNS等と発信する内容は有効であるか。	10点
<b>2 事業を適正かつ確実に実施する能力</b>	<b>40点</b>
<b>(1) 事業実施体制の確保</b> ・ 事業を効果的かつ効率的に運営できる人員体制、連携体制が示されているか。 ・ 責任者等に知識、経験その他望ましい資格があるか。	20点
<b>(2) 事業遂行能力</b> ・ 本事業に類する事業に必要な知識、ノウハウ、経験等を十分に保有しているか。	20点
計	100点